○国土交通省告示第千八十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第S－47号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Rw＝38 dB）	U／Dシップレベラー	宇部興産株式会社	山口県宇部市大字小串1978番地の96

国会事項

衆議院

政府特別補佐人承認

九月十六日大島議長は、安倍内閣総理大臣申出の次の者を、第百九十二回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　一宮なほみ
内閣法制局長官　横畠　裕介
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

参議院

辞令

参議院参事に任ずる　石渡香奈子
副議長秘書を命ずる
秘書課勤務を命ずる（九月二十一日）

人事異動

法務省

○官吏死亡
札幌地方検察庁検事大西清二は、八月十五日死亡

○定年退官
藤沢区検察庁副検事深川眞一は、検察庁法第二十二条の規定により九月十六日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月二十日ネパール国の国祭日につき、同月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

岡上宏は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人赤木伸司の代理を命ぜられた。（九月十二日）（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

中部地方交通審議会は、中部内航鋼船運輸業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第1号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第2号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460－8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2番1号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第7項の規定に基づく、下記3に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記3に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　中部運輸局の管轄区域

3　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船

(2)　旅客運送の用に供する船員法第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの

平成28年9月21日

中部地方交通審議会会長　黒田　達朗

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十八年九月二日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　成果の名称
（一）平成二十六年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十六年度都市部官民境界基本調査簿
（二）平成二十七年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十七年度都市部官民境界基本調査簿
（三）平成二十六年度山村境界基本調査図及び平成二十六年度山村境界基本調査簿
（四）平成二十七年度山村境界基本調査図及び平成二十七年度山村境界基本調査簿

二　前項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県鎌倉市、静岡県浜松市、湖西市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、愛知県豊橋市、南知多町、三重県明和町、紀北町、紀宝町、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、尼崎市、愛媛県宇和島市、高知県室戸市、中土佐町、宮崎県宮崎市、高鍋町の一部

三　第一項（二）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道小樽市、埼玉県久喜市、神奈川県藤沢市、秦野市、滋賀県大津市、草津市、京都府京都市、大阪府堺市、寝屋川市、兵庫県芦屋市、徳島県徳島市、佐賀県佐賀市の一部

四　第一項（三）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　新潟県魚沼市、島根県益田市、徳島県美馬市の一部

五　第一項（四）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道北見市、岩手県山田町、山形県飯豊町、福島県塙町、栃木県茂木町、埼玉県東秩父村、新潟県刈羽村、岐阜県白川町、大阪府河内長野市、高知県室戸市、鹿児島県徳之島町の一部

資料

機械受注統計調査報告（平成28年7月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）
本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。
1987（昭和62）年4月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。
2011（平成23）年4月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年1月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。